

公告第 45 号

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び南相馬市一般競争入札実施要綱（平成 18 年告示第 71 号）の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 13 日

南相馬市長 門 馬 和 夫

記

- 1 契 約 番 号 2 0 2 6 0 0 0 2 9 7
- 2 工 事 名 川房地区複合型園芸施設整備事業機械設備工事
- 3 工 事 場 所 南相馬市小高区川房字田中地内
- 4 工 事 種 類 暖冷房衛生設備工事
- 5 工 事 概 要 新設設備工事（野菜加工工場・排水処理施設機械室・薬注庫）
・空気調和調設備 ・換気設備 ・排煙設備 ・自動制御設備
・衛生器具設備 ・給排水設備 ・給湯設備 ・消火設備 ・ガス設備
・空気配管設備 ・窒素ガス設備 ・廃棄残渣処理機械
- 6 議 決 の 要 否 要
- 7 工 期 「本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く）」から
「令和 9 年 6 月 30 日」まで
- 8 入札書比較価格 事後公表
(税抜予定価格)
- 9 最低制限価格 この入札には最低制限価格を設定する。
- 10 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札公告期日において、(1)に掲げる全ての要件を満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札日（開札日）までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加できない。

(1) 単体企業の資格に関する事項

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ②当該工事に対応する工事種別（暖冷房衛生設備工事）について、南相馬市入札参加資格者名簿に記載されている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと（南相馬市長が工事請負資格を有すると認めた者を除く）
- ④南相馬市内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する**本店**を有する者
- ⑤当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者、又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置できること。ただし、下請契約の請負代金額の合計が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合 8,000 万円以上）となる場合は、監理技術者として施工現場に専任で配置することができること。（いずれの技術者も入札日の前日までに正社員として雇用関係にあること。）
- ⑥公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年南相馬市告示第 4 号）による指名停止又は指名回避を受けていない者
- ⑦令和 7・8 年度南相馬市建設工事等競争入札参加資格者格付けにおける管工事の総合点数が 850 点以上であること。
- ⑧南相馬市の指定給水装置工事事業者であること
- ⑨南相馬市の下水道排水設備指定工事店である者

11 入札参加手続き

(1) 本入札の参加希望者は、「10 に掲げる入札参加資格」を有することを証明するため、南相馬市一般競争入札実施要綱に定める書類を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

(2) 提出書類

- ①一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）
- ②特定建設業の許可の写し
- ③配置予定の技術者に関する調書（様式第 3 号）及び経歴書
- ④配置予定の技術者が正社員として雇用関係にあることがわかる健康保険証等の写し
- ⑤経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑥南相馬市内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する本店があることを確認できる書類
- ⑦南相馬市の指定給水装置工事事業者証の写し
- ⑧南相馬市の下水道排水設備指定工事店証の写し

(3) 提出期間

令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 8 年 4 月 24 日（金）まで

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで

※「土・日・祝日」を除く

(4) 提出場所

公告に関する担当課

(5) 提出方法

直接持参によるものとし、その他の方法によるものは受け付けない。

(6) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、令和8年4月28日(火)までに電子メールにより通知する。

(7) その他

- ①申請書提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②提出期限以降は、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

12 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1)入札参加資格がないと認められた者は、市長に対してその理由について、次のとおり書面(様式は自由)により説明を求めることができる。事務連絡先として「担当者名」、「電話番号」、「ファックス番号」、「メールアドレス」を記載すること。

①提出期限

令和8年5月1日(金)まで

※受付時間は午前9時から午後5時まで

※「土・日・祝日」を除く

②提出場所

公告に関する担当課

③提出方法

メールによる提出とし、その他の方法によるものは受け付けない。

(2)市長は、説明を求められたときは、令和8年5月7日(木)までに電子メールにより回答する。

13 設計図書等の閲覧

令和8年4月13日(月)から令和8年5月11日(月)午後5時まで

※設計図書等の閲覧は市ホームページのみとする。

14 設計図書等に対する質問

①質問方法

本工事に関する質問は、原則として指定の質問書により電子メールにより送信すること。

なお、送信後、確認のため必ず電話連絡すること。

※指定の質問書については、「設計図書等質疑応答書(様式第7号)」を使用すること。

②質問書送付先

公告に関する担当課まで

③質問期限

令和8年5月1日(金)正午まで

④質問に対する回答

質問書への回答は、速やかに質問者へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。なお、市ホームページに掲載する回答の期限は、令和8年5月7日(木)午後5時とし、その間は随時更新掲載する。

15 入札方法

①提出書類

入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

※入札書、工事費内訳書は、市指定様式により提出すること。

※入札書と工事費内訳書の記載金額は一致させること。入札書と工事費内訳書の記載金額の差が、入札金額が1千万円以下であるときは千円未満、入札金額が1千万円を超えるときは入札金額の1万分の1未満である場合を除く。

②入札方法

・入札参加者は、所定の日時に所定の場所で本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、所定の日時に所定の場所まで到着しない場合は、原則として入札に参加することができない。

・入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、所定の時刻前に入札執行者の確認を受けなければならない。

・入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

・入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず、書き換え又は撤回することができない。

③入札価格

入札書等に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札書等に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

16 入札執行の日時及び場所等

①入札日時

令和8年5月11日（月）午前11時

②入札場所

南相馬市役所 本庁舎3階 第一会議室

17 入札回数

①入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

②開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。

③前項の再々入札を執行し、なお予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、入札参加者のうち最低価格提示者1社から見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。

18 入札の無効

①本公告に定める入札参加資格のない者のした入札。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると認められた者及び同条第2項による入札参加制限を受けた者。

③その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札。

19 落札者の決定

入札書比較価格（税抜予定価格）以下で最低制限価格以上の範囲内で入札をした者のうち、最低入札金額を提示した者を落札者とする。

20 保証金及び支払条件

①入札保証金

免除

②契約保証金

契約を締結しようとする者は、南相馬市財務規則第 97 条の規定により、請負代金又は契約代金の額の 10 分の 1 以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めなければならない。ただし、南相馬市財務規則第 99 条に該当する場合は、これを減免する。

③前金払

南相馬市財務規則及び南相馬市工事請負契約約款（以下「約款」という。）で定める前金払いは、請負代金額の 10 分の 4 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

④中間前金払

南相馬市財務規則及び約款の定めにより、請負代金額の 10 分の 2 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

⑤部分払

約款で定める部分払いは工事の既済部分に対する代価の 10 分の 9 を超えない範囲とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の 10 分の 5 を超えた場合に限る。なお、部分払の回数は約款で定めるところによる。

21 契約事項

①契約書作成の要否

要

②契約の締結

南相馬市財務規則及び南相馬市工事請負契約約款に基づき契約締結する。

22 その他

①不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。

②南相馬市入札実施要綱及び南相馬市一般競争入札実施要綱を熟知のうえ、入札に参加すること。

③入札参加者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

④暴力団等排除に係る特約条項の規定に該当し、契約を解除した場合、契約金額の 10 分の 1 を違約金として徴収するものとする。

⑤南相馬市環境マネジメントシステムについて理解し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動に可能な限り協力するものとする。

⑥南相馬市元請・下請関係適正化指導要綱を遵守し、適正な施工体制を確立すること。

⑦下請施工については、地元業者を優先選定するよう配慮すること。

⑧本契約は議会の議決を要するものであるため、その議決を得たときに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により本契約とするものとする。なお、契約の締結について議会の議決を得られない場合、市は仮契約を解除し、本契約を行わないものとする。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

23 この公告に関する担当課

南相馬市役所 総務部 財政課 契約係

電 話 番 号 0244-24-5225

F A X 番 号 0244-24-5214

メールアドレス keiyaku@city.minamisoma.lg.jp